

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和2年2月28日

金曜日

号外

## 目次

### 規則

○富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

1

## 規則

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年2月28日

富山県知事 石井 隆 一

### 富山県規則第2号

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第1号による免許申請書に、次に掲げる書類（法第4条第4項第1号及び第3号に該当する者にあつては第1号から第3号までに掲げる書類、法第4条第4項第4号に該当する者にあつては第1号、第2号及び第4号に掲げる書類）又はこれに代わる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合に限る。）を添えて知事に提出するものとする。ただし、第14条第1項の規定により同項第1号若しくは第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と別記様式第1号による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次のア、イ又はウに掲げる書類
  - ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
  - イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
  - ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、法第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- (4) 別記様式第1号の2による実務の経験を記載した書類（以下この号及び第14条第1項第2号において「実務経歴書」という。）及び別記様式第1号の3による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（以下この号及び第14条第1項第2号において「実務経歴証明書」という。）

第2条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第1号による免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出するものとする。

第10条の11中「第2条第1項、」を「第2条第1項及び第2項、」に、「及び第7条」を「並びに第7条」に改め、「これらの規定」の次に「（第2条第1項及び第2項を除く。）」を加え、「第2条第1項中」を「第2条第1項及び第2項中「添えて知事」とあるのは「添えて指定登録機関」と、」に改め、「「免許申請書」と」の次に「、同条第1項第4号中「別記様式第1号の2による実務の経験を記載した書類」とあるのは「実務の経験を記載した書類」と、「別記様式第1号の3による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確

認したことを証する書類」とあるのは「使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類」とを加える。

第12条第1項中「その申請により、当該」を削り、「木造建築士試験に引き続いて」を「木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて」に、「2回まで」を「4回」に、「に限り、」を「のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回）の」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「二級建築士等試験事務」を「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）」に、「同条第3号」を「同条第2号」に、「に準ずる」を「と同等以上の知識及び技能を有する」に、「第15条第4号」を「第15条第3号」に、「第12条第1項」を「第12条」に改め、同項第1号ア中「又は第2号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同号イ中「第15条第3号」を「第15条第2号」に改め、同号ウ中「ア及び」を「法第15条第2号に該当する者のうち、」に改め、「法第15条第3号の規定により」及び「又は第2号」を削り、「認定するに必要な資料となるべき」を「証する」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 別記様式第1号の2による実務経歴書及び別記様式第1号の3による実務経歴証明書

第14条第3項中「電子情報処理組織」の次に「（指定試験機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下この項及び第24条第1号において同じ。）と当該申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）」を加える。

第16条の8第2項中「合格者一覧表」の次に「、第14条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号に掲げる書類」を加える。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

（表面）

二級建築士 免許申請書  
木造建築士

（記入注意） 数字は算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。二級建築士のうち不要の字句を2線で抹消すること。

※ 県受付印
--------

私は、二級建築士 木造建築士の免許登録を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。			
年	月	日	申請者氏名
富山県知事		殿	印
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現住所	（郵便番号）		1 縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けること。 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のものとする 3 貼付した写真は免許証に転写される。
	電話（ ） —		
試験	二級建築士 試験に合格した年		
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号
登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>		
登録申請区分の1から3までにより申請する場合のみ、該当箇所を記入	学歴		実務
	学校名	学部名又は学科名	入学又は卒業（修了）年月
			年 月入学 年 月卒業（修了）
			年 月入学 年 月卒業（修了）
登録申請区分の4により申請する場合のみ記入	建築設備士登録番号		登録年月日
	第 号		年 月 日
登録申請区分の5により申請する場合のみ記入	免許名称	免許者名	免許の年月日
			資格認定書の年月日
		年 月 日	年 月 日

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

(裏面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span> あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span> あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span> あるときは、その日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <span style="float: right;">ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/></span> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 <span style="float: right;">年 月 日から 年 月 日まで</span>
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 <span style="float: right;">はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></span>
富山県収入証紙貼付欄 (富山県手数料条例で定める額の収入証紙を貼り、消印しないこと。)	
※ 審査	
※ 登録番号	※ 登録年月日
年 月 日	※ 受付番号

別記様式第1号の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号の2 (第2条関係)

実務経歴書

(記入注意) この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入すること。なお、記載内容の記入不備又は疑義が生じた場合、再提出又は追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合がある。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置がとられ、又は登録が認められない場合もある。

私は、二級建築士 木造建築士の免許登録(試験)を受けたいので、建築実務の経歴を次のおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。 年 月 日 申請者氏名 印 富山県知事 殿					
勤務先等					
勤務先(部課名まで)		所在地(番地まで)		在職期間の合計	
				期間	年月数
				年 月から	年 月
				年 月まで	
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)		
期間	年月数				
年 月から	年 月				
年 月まで	年 月				
建築実務の詳細				建築実務経験期間の合計	
				年 月	
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			期間	年月数	
			年 月から	年 月	
			年 月まで		
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的な用途、構造、規模、担当業務等)					
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			期間	年月数	
			年 月から	年 月	
			年 月まで		
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的な用途、構造、規模、					

担当業務等)			
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			期間 年月数
			年 月から 年 月まで
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的な用途、構造、規模、担当業務等）			
※ 処理欄			

備考

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



## 別記様式第1号の3（第2条関係）

## 実務経歴証明書

年 月 日

富山県知事 殿

証明者 印

住所又は所在地

電話番号

免許申請者（受験申込者）との関係

次の者が申請した二級建築士（木造建築士）免許申請書（受験申込書）に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

1 免許申請者（受験申込者）氏名

2 建築実務経験

(1) 建築実務経験期間の合計 年 月

(2) 建築実務の内容

## 備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分又は告発の対象となり得る。

別記様式第5号を次のように改める。

**別記様式第5号 削除**

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県建築士法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)